

小樽商科大学緑丘奨励金給付実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、学業が優秀で、向上心に富む本学学生（編入学生、再入学生、研究生、科目等履修生及び特別聴講学生を除く。）に、小樽商科大学緑丘奨励金（以下「緑丘奨励金」という。）を給付するために必要な事項を定めるものとする。

(資金)

第2条 緑丘奨励金の資金は、公益財団法人小樽商科大学後援会（以下「後援会」という。）からの助成金をもって充てる。

(給付対象学生)

第3条 緑丘奨励金の給付対象学生は、次の各号に該当し、かつ、次条に定める条件を満たす者とする。

- (1) 学部学生で、前年度における学業成績が秀でており、他の学生の模範になると認められる2年次生、3年次生及び4年次生
- (2) 現代商学専攻博士前期課程学生及びアントレプレナーシップ専攻学生で、1年次における学業成績が秀でており、他の学生の模範になると認められる2年次生
- (3) 現代商学専攻博士後期課程学生で、2年次における学業成績が秀でており、他の学生の模範になると認められる3年次生

(修得単位数の条件)

第4条 緑丘奨励金の給付対象学生は、次表に掲げる単位数を修得していなければならない。

学種及び年次	前年度の修得単位数	前年度までの累積修得単位数
学部生2年次	31	31
学部生3年次	31	62
学部生4年次	25	87
現代商学専攻博士前期課程2年次	16	16
アントレプレナーシップ専攻2年次	18	18
現代商学専攻博士後期課程3年次	—	16

(選考方法)

第5条 緑丘奨励金の受給者の選考は、前条に規定する修得単位数の条件を満たした者のうちから、学種及び年次毎に前年度におけるGPA（Grade Point Average）が高い者から決定する。

ただし、当該学生の成績評価にGPAが用いられていないときは、GPAの算出式によって得た値により判定する。

2 前項に定める値が同じ者がいる場合は、次の順に上位者を決定する。

- (1) 小数点第二位を比較し、値の高い者を上位者とする。
- (2) 小数点第二位が同じ場合は、履修単位数が多い者を上位者とする。
- (3) 小数点第二位及び履修単位数が同じ場合は、秀の成績評価を得た科目数が多い者を上位者とする。
- (4) 前号までによっても差異がない場合は、学生委員会において審議する。

(受給者数)

第6条 緑丘奨励金の受給者数は、学部学生2年次生、3年次生及び4年次生は各5名、現代商学専攻博士前期課程、アントレプレナーシップ専攻学生及び現代商学専攻博士後期課程学生は各1名とする。

(給付額)

第7条 緑丘奨励金の給付額は、学部学生一人当たり10万円、大学院学生一人当たり5万円とする。

(受給者の決定)

第8条 緑丘奨励金の受給者の決定は、学生委員会の議を経て学長が決定する。

(緑丘奨励金の返還)

第9条 緑丘奨励金は返還することを要しない。ただし、卒業又は修了までに学則第43条に規定する懲戒処分を受けた場合は、直ちに返還するものとする。

(後援会への報告)

第10条 緑丘奨励金の受給者を決定した場合は、後援会に報告する。

(事務)

第11条 緑丘奨励金に関する事務は、学生支援課が行う。

附 則

この要項は、平成18年11月22日から施行し、平成18年度入学者から適用する。

附 則

この要項は、平成20年6月12日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年4月30日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成26年10月1日から施行する。